



新築住宅を建てるならふじえだ！

藤枝市内で優良田園住宅を建設する方を応援します！

優良田園住宅移住促進事業

藤枝市内で優良田園住宅を建設した際の費用を

最大 **150万円** を補助します。

■優良田園住宅取得事業

藤枝市内で新築の優良田園住宅を購入した際の費用を補助します。

補助率	2分の1	
補助上限額	市外の子育て世帯	100万円
	市外の一般世帯・市内の子育て世帯	50万円



■優良田園住宅移転事業

市外から新築の優良田園住宅に引っ越した際の費用を補助します。



補助率	2分の1	
補助上限額	市外の世帯	50万円

優良田園住宅へ住所を異動する前の直前の住所が藤枝市外の方のみ対象となります。

■問合せ先

藤枝市都市建設部住まい戦略課
〒426-8722 静岡県藤枝市岡出山1丁目11番1号
電話 054-631-5750 (直通)
FAX 054-643-3280
E-mail sumai@city.fujieda.shizuoka.jp

補助金HP↓



1 用語の解説

■優良田園住宅

藤枝市内の中山間地域内または大洲地区内で特別な要件を満たし、建設計画の認定を受け建設した住宅を指します。補助金の交付の対象となるのは、新築の優良田園住宅を建設または購入した case に限ります。なお、優良田園住宅の建設をするために満たすべき立地要件や建物要件はホームページをご覧ください。か、住まい戦略課にご相談ください。

■優良田園住宅取得事業

優良田園住宅を取得した方が、取得した優良田園住宅を住所とすること（住民票を異動すること）をいいます。

【補助対象経費】優良田園住宅の建築又は購入に要した経費
新築工事請負契約または不動産売買契約の契約額を指します。

■優良田園住宅移転事業

優良田園住宅取得事業の対象となった優良田園住宅に、藤枝市外の住所から移動することをいいます。優良田園住宅に住所を異動する直前の住所が藤枝市外であった方のみが対象です。

【補助対象経費】優良田園住宅への移動に要した経費
引越運送業者に支払った費用及び優良田園住宅への移動の際に使用したレンタカーの借上料を指します。ただし、エアコン等の家電製品の調達に要した費用や、不用品の処分費、レンタカーを使用した際の燃料費はこれに含まれません。

■子育て世帯

申請日が属する年度の末日において満18歳以下の子（妊娠中を含みます。）及びその親からなる世帯をいいます。なお、子育て世帯に該当しない世帯を、一般世帯といいます。

2 補助金額（上限額）等

■補助率 補助対象経費の2分の1（全事業共通）

■補助上限額

- ・優良田園住宅取得事業
市外の子育て世帯 100万円
市外の一般世帯・市内の子育て世帯 50万円
- ・優良田園住宅移転事業 50万円

3 補助金交付申請期間

住民票の異動の後、住民票の異動日から1年を経過した日が属する月の末日まで（例 令和6年4月15日に住民票を異動した場合 令和7年4月30日まで）
ただし、来年度以降の補助金事業の実施を保障するものではありません。

4 添付書類

- 契約書の写し（契約者署名欄、住宅の所在地、契約金額の3箇所がわかる写し）
変更契約を締結している場合、変更契約書も必要です。
- 藤枝市税（市民税に限ります。）に滞納がないことが確認できる書類（直前の住所が藤枝市内の場合のみ）
完納証明書、非課税証明書または滞納がない旨の誓約書を提出してください。
- 引越業者を利用した際の見積書及び領収書、レンタカーを利用した際の領収書（移転事業を申請する場合のみ）
レンタカーを利用した際の領収書は、利用者名（支払者名）、支払額、利用日時、利用店舗がわかる必要があります。領収書だけではわからない場合は、利用明細等を添付してください。
この他にも、世帯状況等に応じて追加書類の提出をお願いすることがあります。

5 その他（注意事項等）

- ・ 補助対象経費のうち、市の実施する他の補助金の補助対象となっている経費は補助対象に含めることはできません。ただし、浄化槽や蓄電池などの住宅の一部の設備に係る補助金の交付を受けている場合は、これに該当しません。
- ・ 予算の上限に達した場合、年度の途中であっても補助金交付申請の受付を終了することがあります。
- ・ 優良田園住宅を取得する際に、フラット35の融資を利用する場合、金利の引下げの対象となる場合があります。融資の本契約前にご相談ください。